

計画 公共施設等総合管理計画R3年度改訂版を策定

平成29年3月に策定した「三木市公共施設等総合管理計画」を改訂しました。

え方を定めたものです。

本計画は、学校や公民館、道路、上下水道などの公共施設を取り巻く環境の変化に的確に対応するため、施設の更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより財政負担を軽減・平準化するとともに、その最適な配置を実現するための基本的な考

改訂内容 令和3年3月までに策定した個別施設計画の内容を反映
 閲覧方法 市ホームページ、市役所3階情報公開コーナー、各市立公民館で閲覧できます。

観光 テイクアウト・デリバリー情報サイトを拡充

市内でテイクアウト(持ち帰り)やデリバリー(配達)に取り組む飲食店などを紹介する「たべもんカタログみき」について、これまで吉川地区のみで試験運用をしていましたが、このたび市内全域に展開することになりました。

三木の「美味しい」を自宅で楽しんでもみませんか。



「たべもんカタログみき」はこちら

たべもんカタログみき
 地元飲食店を、テイクアウトで美味しく支援!

問(市)経営管理課



▲詳細はホームページをご覧ください。

●掲載店舗を募集中

掲載店舗を随時募集しています。
 対象 市内でテイクアウトまたはデリバリーにより飲食物を提供する店舗
 掲載料 無料
 申込方法 市ホームページにある申込書をFAXまたは申込フォームから申し込んでください。



▲掲載店舗募集ページはこちら

問・申込(市)観光振興課

☎82-2019

年金 国民年金学生納付特例の継続申請はお早めに

学生納付特例制度により、国民年金保険料の納付を猶予されている方で、今年度も同じ学校に在学予定の方へは、日本年金機構から「学生納付特例申請書」(はがき様式)が届きます。申請書に必要事項を記入して返送してください。

4月から引き続き学生納付特例を希望する方で、申請書が届かない場合または在学している学校などに変更がある場合は、次のとおり申請してください。

申請場所 市役所 3階市民課
 ・吉川支所 市民生活課
 必要なもの
 ・年金手帳
 ・学生証(写し可)または在学期間が分かる在学証明書(原本)

その他 学生納付特例は、申請時点の2年1カ月前まで遡って申請できますが、申請が遅れると障害年金を受け取れない場合などがあります。速やかに申請してください。

問・申込(市)市民課

多文化共生 「事業所向け」外国人生活オリエンテーションを実施

外国人が勤務する市内事業所を対象に、生活する上で必要となる行政情報や生活習慣(こみ出しルール)交換ルールなどを外国人従業者へ伝える生活オリエンテーションを出席講座で実施します。

日時 平日 午前9時～正午、午後1時～3時
 対象事業所 市内に所在する事業所
 所です市内在住の受講者が5名以上

問・申込(市)市民協働課



である受講者が5名に満たない場合など、詳しくは問い合わせください。

コロナ対策 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の申請期限を延長

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、生活困窮者の自立支援を目的とした支援金の申請期限を延長します。

対象 次のすべての要件を満たす世帯
 ①総合支援資金の再貸付を借り終わった世帯など、または緊急小口資金および総合支援資金の初回を借り終わった世帯(生活保護受給中の世帯は除く)
 ②収入(月額)が次のa+bの額を超えないこと
 a 市民税均等割非課税額の12分の1
 b 生活保護の住宅扶助基準額
 ③資産(預貯金および現金)が②aの6倍以下であること(ただし100万円以下)
 ④ハローワークなどに求職申し込み、誠実かつ熱心に求職活動を行うこと

支給額(月額)

単身世帯…6万円、2人世帯…8万円、3人以上世帯…10万円

受給期間

3カ月以内(ただし、3カ月を経て引き続き要件を満たす場合はさらに3カ月以内の追加支給が可能)

申請方法

再貸付終了世帯など、支給の可能性がある世帯へ、順次申請書類を送付しています。必要事項を記入し、添付書類とともに窓口または郵送で提出してください。

申請期限(延長後)

6月30日(木)

問・申込(市)福祉課



▲ホームページはこちら

固定資産 土地や家屋の価格が縦覧できます

市内に土地や家屋を所有する納税者は、市内の他の土地や家屋の評価額を確認できます。

期間

5月2日(月)まで
 場所 市役所 3階税務課
 ・吉川支所 市民生活課

問(市)税務課

固定資産の価格に対する審査申出期間を一部拡大

令和3年度に新型コロナウイルス感染症対策として、税制措置が講じられたことに伴い、措置対象となった土地の令和3年度の価格について、審査申出ができる期間を拡大します。

問(市)税務課

申出期間 令和3年度にかかる納税通知書の交付を受けた日から15カ月を経過する日まで

ごみ環境 し尿・ごみ収集に関する連休中の注意事項

し尿収集

4月29日、5月3日～5日および土日はし尿収集を行いません。便槽貯留量を確認し、早めに申し込んでください。

問・申込(市)クリーンセンター

☎83-2212

●ごみ収集・持込み受付

ゴールデンウィーク中は土日を除

問(市)清掃センター

☎83-2608

